総務厚生委員会レポート
産業建設文教委員会レポート

廃食用油再利用実証事業や平戸市奨学資金貸付基金条例の一部改正などを論議

総務厚生委員会

平戸市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

委員会での意見 子どもの医療費助成については、これまで乳幼児から中学生までを対象としており、令和5年度から長崎県において、医療費の補助制度が高校生世代（15歳から18歳）に拡充されたことに伴い条例の改正を行うとのことだが、県による医療費の公費負担については、乳幼児と高校生世代のみでなく、小・中学生を含む乳幼児から高校生世代までの医療費の補助制度とするよう今後も引き続き県に対して要望してほしい。

平戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

Q 保育事業所などにおける安全計画の策定や自動車を運行する場合の所在の確認などが条例に追加されているが、全国で相次いだ不適切な保育や車内への置き去り事故を受けての措置なのか。

A そのような事案を受け、緊急に国の法令が整備され、その法令に基づく条例の改正である。本市では、以前から各施設においてマニュアルなどを整備していたが、本条例の改正により安全計画の策定が義務化され、併せて送迎バスの防犯ブザー設置の義務化などの規定が追加された。

舘浦出張所管理運営経費

Q デジタル社会が進む中、支所・出張所のあり方については、窓口業務におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進と併せて、そのあり方や方向性を検討すべきではないか。

A DXの推進については、市民サービスの利便性を高めるため必要な施策と考えており、将来市民のデジタル利活用が進み、窓口業務を補完するサービスが提供可能となれば、支所などのあり方を検討する必要があると考えている。

重層的支援体制整備事業

Q 福祉分野における住民が抱える課題が重層化（複雑化・複合化）する中、複合的な相談体制の窓口を構築することが目的だと思う。地域の課題やニーズを把握しながら推進してもらいたいが。

A 福祉部全体として年間延べ1400件程度の相談があり、その中で複雑化・複合化した相談は実人員として100件程度。8050問題（高齢の親がひきこもりの40代、50代の子の世話をしている様子を指す）や、いわゆる「ごみ屋敷」の相談など、制度の狭間にいる方々を救うことが、本事業の目的であり、その支援体制の構築に向けて取り組んでいきたい。

子育て世帯家庭保育支援事業

Q 令和5年度からの保育料完全無償化に伴い、家庭での保育を行っている世帯などに対して支援を行うとのことだが、個別に申請を受け付け、支給する方法であるのか。

A 給付金の支給方法については申請を必要とするが、対象者については担当課でおおむね把握できるものと考えている。広報などでのお知らせとあわせて、対象者と見込まれる人には直接申請手続きの周知を図る。

総務厚生委員会
委員長　松本　正治
副委員長　針尾　直美
委員　神田　全記　竹山　俊郎　山内　貴史　山内　政夫
吉住威三美　吉住　龍三

産業建設文教委員会
委員長　井元　宏三
副委員長　吉福　弘実
委員　綾香　良浩　池田　稔巳　大村　謙吾　近藤　芳人
辻　賢治　松尾　実　松口　茂生

委員長報告全文は
こちらをご覧ください。

廃食用油再利用実証事業

Q ごみとして処理されている家庭や飲食店などから排出される植物性由来の廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として循環させるため、市内の各種団体やまちづくり協議会などを対象に5団体を公募し、廃食用油回収の効率的・継続的な体制づくりや調査などを行う事業とのことだが、回収された廃食用油については何%が精製されるのか。

A バイオディーゼル燃料としては回収量の80%、残油は石鹸などの原料に使用するため処分する廃油はない。

Q 回収された廃食用油はどのように活用するのか。

A 今回の事業目的は地域で回収したものを地域で循環させるという実証実験であるため、精製後は地域に還元するほか、高純度バイオディーゼル燃料の実証実験に取り組む企業などに提供し、市民に積極的に協力いただけるよう取り組みたい。

職員研修事業（消防本部所管）

Q ハラスメント研修を行ったとのことであるが、ハラスメントに関する指針などは職員に対して周知徹底しているのか。

A 当該研修終了後に、ハラスメントの防止宣言や全職員に対するアンケートを実施した。また、ハラスメントに関する指針についても全職員に対し周知徹底を図った。

Q 現在33人の救急救命士有資格者のうち28人が現場活動に従事しているとのことだが、今後定年退職者なども見込まれる中、救急救命士の補充はどのように考えているのか。

A 隔年1人を研修所に派遣し、資格を取得する計画をしている。併せて職員採用時に救急救命士枠を設ける予定であり、計画的に資格取得者の充実を図りたい。

産業建設文教委員会

平戸市奨学資金貸付基金条例の一部改正について

Q 今回の改正は、本市の奨学資金貸付制度の利用者が年々減少していることから、主に奨学資金貸付額の増額、就学一時金の貸付対象者の拡大、定住者に対する返還免除制度を設けるなど、制度の充実を図るものであり、これまでよりも借りやすく、就学などを希望する奨学生の経済的負担の軽減に寄与するとともに、今後の奨学生および将来的なUターン者の増加も期待できる内容だが、返還免除にかかる要件については、在学中の成績に対する判断基準が明確でないため、他の貸付制度などを参考に検討すべきではないか。

A 他の貸付制度や他市の取り扱いを参考に、制度運用までに検討したい。

平戸市あづち大島いさりびの里条例の一部改正について

Q 当該施設の指定管理者として、現在のところ1割程度料金を値上げする見込みとのことだが、今後も物価高騰が想定される中、赤字が見込まれる場合は、市予算での補填を考えているのか。

A 物価上昇の高止まりが見えない中、今後の料金改定の可能性も考慮し、幅を持たせて料金の上限を設定した。現段階では1割程度料金を値上げすれば運営できると考えており、補填を前提とはしていない。